

## 指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課泉健康福祉地域事務所
評 価 対 象 期 間	平成31年4月1日 ~ 令和3年3月31日

## I 指定概要

施設概要	名 称	八代市柿迫いきがいセンター
	所在地	八代市泉町柿迫5157番地
	設置目的	市民が集い、憩う場として自らの健康の維持管理を図り、長寿を全うできるように活用する。
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
	所在地	八代市本町1丁目9番14号
指定管理業務の内容	条例第3条各号に掲げる事業に関する業務 生きがいセンターの利用の許可に関する業務 生きがいセンターの利用に書かされる料金の徴収に関する業務 生きがいセンター施設及び付属施設の維持及び修繕に関する業務	
指 定 期 間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日	3年

## II 利用状況

	令和2年度 (評価対象期間の最終年度)	平成31年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開館日数	290	292	-2
施設利用者数	2,185	4,185	-2,000
施設稼働率	100	100	0
事業参加者数	2,185	4,185	-2,000

## III 収支状況 (評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	11,073	9,921	-1,152	
指定管理料	10,402	9,438	-964	
利用料金	671	483	-188	
その他(寄付金)	0	0	0	
その他(補助金)	0	0	0	
その他(介護事業費)	0	0	0	
支 出	11,073	9,922	1,151	
人件費	5,790	5,674	116	
事業費	4,738	3,760	978	
事務費	545	488	57	
収 支	0	-1	-1	

#### IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
<b>1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み</b>	40		<b>29</b>
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間・休刊日の利用			
②利用状況			
③広報契約			
④勤務者の教育・研修			
⑤その他の取組み			
(2) 利用者満足度	15	3	9
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	<p>地元住民の活動の拠点として定着しており、各種集会、行事等に会場を提供している。また高齢者福祉保健の増進のために元気体操や、いきいきサロンを通年開催する場となっている。健康管理及び保持増進の事業である一般入浴の利用も多い。</p>		
<b>2 管理経費縮減に関する取組み</b>	15		<b>11</b>
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費節減の取組み（人件費・光熱費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	3	3
①収支			
[評価の理由]	<p>職員が意識してこまめに各部屋のスイッチ操作を行う等、細かく節電・節水に努めている。</p>		
<b>3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み</b>	30		<b>22</b>
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	20	4	16
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・整備・備品納入業者管理（点検や修繕等）			
④入浴施設の衛生管理			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	6
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報更改			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			

[評価の理由]			
利用者本位のサービス提供を心掛けて業務に従事し、職員間の情報の共有・サービスの平準化にも努めている。緊急事態の対応にも避難訓練、蘇生法等研修会を開催し体制を整えている。また快適な環境の提供に向けて、館内及び入浴施設を清潔に維持管理している。			
4	その他の取組み	15	9
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	7	3
	①地域との連携		
	②他の市民利用施設との連携		
	③地域交流事業の実施		
	(2) 地域雇用への配慮	8	3
	①市民採用・再雇用		
	②地元業者委託		
[評価の理由]			
地域の行事や会参加を促進するため、地域住民へ会場を提供している。雇用については、地域雇用の場としての役割を果たしている。			
合 計		100	71

【総合評価結果】

合計得点	71	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A : 総合評価の結果、特に優れていると認められる  
(合計得点が90点以上)
- B : 総合評価の結果、優れていると認められる  
(合計得点が80点以上90点未満)
- C : 総合評価の結果、適性であると認められる  
(合計得点が60点以上80点未満)
- D : 総合評価の結果、努力が必要であると認められる  
(合計得点が20点以上60点未満)
- E : 総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる  
(合計得点が20点未満)

**【次回選定時の措置】**

**A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。**

**B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。**

**C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。**

**D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。**

**E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。**

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。